

P2P 社会における著作権契約処理支援ツールの提案と試作

Copyright Contract Support Tool in Peer-to-Peer Network Society

住田 修一 Shuichi SUMITA 吉開 範章 Noriaki YOSHIKAI

NTT サービスインテグレーション基盤研究所

NTT Service Integration Labs.

〒180-8585 武蔵野市緑町 3-9-11

あらまし

ネットワーク上のデジタル著作物の流通の発展の鍵は著作権の保護の仕掛けであり、著作物の不正利用防止技術や電子的著作権管理システムの開発とともに、著作権の新たなルール等、法律や制度等の社会基盤の整備が進められている。このような状況において、システムの設計や開発、著作物の一般利用者への支援を目的とした、著作権に関する契約手順、契約ひな型等を定型化（テンプレート化）して、誰もが利用できるようにしておくことは有意義であると思われる。本報告では、これらの観点から、著作権の契約処理を支援する「著作権契約処理支援ツール」について検討し、プロトタイプを開発したので、その結果について報告する。

Abstract

The growth of digital content delivery on the network depends on protecting authors' rights against unauthorized use of the contents. Copy protection technologies as well as electronic copyright management systems have been developed. In addition to these technologies and systems, efforts have also been made in terms of social support such as copyright law and laws related to electronic commerce. We have developed a tool to make templates for contract procedures and written contracts in terms of copyrights to assist system development engineers working on these issues as well as ordinary users of digital contents who do not have enough knowledge about laws related to copyright. This paper describes the background, motivation, architecture, and evaluation of this tool.

1. まえがき

ネットワーク上のデジタル著作物（以下、著作物）の流通の発展の鍵は著作権の保護の仕掛けであり、電子透かし、暗号等の不正利用防止技術や著作権の利用許諾等を電子的に行う著作権管理システム等のシステム技術 [1] の開発が行われ、一部実用化も行われている。これとともに、ネットワーク上の著作物の流通にふさわしい著作権の新たなルール、電子商取引、消費者保護のルール等、法律や制度の議論が継続して行われ、新しい法律の施行、および法律の改正等社会基盤の整備が進められている。

技術と社会システムとしての法律、制度との関係

を見ると、技術やシステムの開発が終了して社会に導入され運用段階に入るとき、法律で規定された項目が技術的に間違いないインプリメントされていることを確認し、更に運用段階においても常に適切に運用されていることを確認していくことが必要であろう。

しかし、一般には、技術者、システム開発者、さらには、一般の著作物の利用者が、法律について最低限の知識を持っているとしても、法律の細部に通じることが困難であり、通常は、法律や制度の専門家との共同作業やコンサルタントを受けることになることが普通と思われる。ただ、時間や費用の観点で専門家の協力を得ることが十分でないケースも多々あり、

このような場合には、システムの開発や著作物の利用について法律の観点から何らかの支援をするツールやノウハウ集、チェックリスト等が必要となってくるものと思われる。

例えば、著作権で保護されている著作物の利用に際しては基本的に著作権者と利用者の間で利用許諾の契約が必要であるが、著作権について十分な知識のない人には、利用許諾に際して、何を明確にしておけばよいかよく分からないケースが多々あろう。また、利用許諾を電子的に行う著作権管理システムを設計、開発する技術者の立場に立って見た場合、契約後のトラブルが発生しないように契約の手順、契約上の項目等をコンピュータ画面で実現するわけであるが、何に注意して画面やその手順を設計したらよいかよく分からないケースもあろう。

このようにシステムの設計や開発、著作物の一般利用者への支援を目的とした、著作権に関するチェックリスト、契約手順、契約ひな型等を定型化（テンプレート化）して、誰もが利用できるようにしておくことは大変有意義と思われる。

現在、インターネットでは、従来のサーバにリソースを集中させる考え方から、エンドユーザー側にリソースを持たせ、エンドユーザー間で直接コミュニケーションを行う Peer-to-Peer (P2P) モデルが、実社会の中でおきつつある [2]。このモデルに従うと、様々な産業構造が考えられるが、コンテンツ・クリエイターから消費者へ、直接、コンテンツを配信することも技術的には可能となり、この際も契約処理がより一層重要となるであろう。また、その効率化も一層必要となるであろう。

これらの観点から、著作権の契約処理を支援する「著作権契約処理支援ツール」について検討し、その概要について既に文献[3]で報告している。本稿では、その後、本ツールとコンテンツ流通プラットフォームとの関係を考察し、ツールのプロトタイプユーザビリティ評価等を行ったので、基本的考え方と併せて

これらの結果について報告する。

2. 外部環境の変化

2.1 著作権管理

著作権等管理事業法(平成13年10月1日から施行)により、業務実施に関して、許可制から登録制となり、新規の管理事業者の参入が容易になった。

2.2 P2P社会の発展

従来のコンテンツの配布では、消費者の手元に届くまでに、複数の組織を経たバリューチェーンが存在する。音楽CDが代表的存在であろう。著作者が作成した楽曲は、音楽レーベルによりCDが制作され、小売店で販売され、それを消費者が購入することとなる。もし著作者自身がデジタル化されたコンテンツをネットワーク上で流通させるとすると、著作者が消費者に直接配給することも起こり得るであろう。実際にこのようなケースも存在し得る。ネットワークのブロードバンド化、常時接続化、および、ユビキタス化が進み、情報環境の高度化が進めば、静止画や動画などの映像のコンテンツも対象にした、P2P型の配信サービスを、誰でも簡単に実現できる可能性が高い。

3. 著作権契約処理支援ツールの種類

契約処理上必要となる本ツールの種類を考えるにあたって、著作物の流通に関わる著作物の権利者、著作権等を管理する事業者、著作物の配信の配信事業者、著作物の利用者の4つのプレーヤの関係について考えてみたい。

著作物の利用者にとって、その著作物が著作権法で保護されている著作物の場合、その利用に関して、その著作物の権利者の許諾を得る必要がある。その際、利用したい著作物が著作権等の管理事業者が管理を行っている場合には、管理事業者と交渉をする必要があるし、そうでない場合には、著作物の権利者と直接契約をする必要があるだろう。著作物の配信事業者の場合、著作物のエンド利用者への配信に際して著作権

者からの許諾（この場合も、著作物の権利者に直接許諾を得るか、あるいは、管理事業者との交渉が必要である）を得るとともに、著作物のエンド利用者との間においても、著作物の利用条件等に関して利用許諾の契約処理を行う必要がある。

著作物を配信する事業者や著作権等を管理する事業者の立場にたってみた場合、著作権の管理や著作権の利用者との利用許諾等を効率よく進めるには、ネットワーク上で電子的に著作権の契約処理等を行える電子的著作権管理システム（以下、著作権管理システムと略す）が必要となってくる。これまでに、さまざまな提言、方法、システム等々が提案、試行され、また一部実用化、商用化も行われている [4,5]。

特に、利用許諾の処理を中心とした著作権管理システムでは、著作物名、著作権者、利用許諾条件、利用料金等を格納するデータベース、課金の仕組みなどのシステム構築技術と共に、例えば著作物のネットワーク配信を考えた場合に、エンド利用者とコンピュータ画面上で利用許諾契約を行う契約画面をどのように作るか等契約処理に関するユーザインタフェース等の技術的課題もシステム開発上、また運用上重要である。ここで、著作権の契約処理の手順やその画面のコンピュータ上へのインプリメントに関して、コンピュータ画面上で契約処理を行うための定型的な画面とその手順を「著作権テンプレート」と呼ぶこととする。

著作権の権利者とそれを管理する事業者との間での契約等も電子的に行われると想定される。具体的には、著作権者は、著作物ごと、あるいは、著作権の支分権ごとに、著作権を管理する事業者に管理委託が可能となるが、この際にも、権利者は委託する著作物や支分権を指定して、管理事業者と契約を結ぶ必要があるだろう。この際の契約上の手順と画面テンプレートも「著作権テンプレート」に含めて考えることとする。

このような著作権管理システムの構築のため、著作権管理プラットフォームの開発が進められている [6]。

上記で述べた「著作権テンプレート」を実現する支援ツールを「著作権契約処理支援」ツールとし、著作権管理プラットフォームを含むコンテンツ流通プラットフォーム上のアプリケーションの中にその一部として組み込まれるものとして位置付けることができるであろう。この詳細については、章3で論じる。

次に、「著作権テンプレート」の別の形態を考えるため、著作物の利用者の立場にたって考えてみたい。このような著作権管理システムに登録されている著作物については、著作権管理システムの手順にしたがって利用が可能であるが、著作物によっては、著作権の権利者と直接の契約により利用許諾を得る必要がある場合もある。また、利用目的や要件によっては、自由な利用が認められている場合もある（注1）。著作権者との権利処理に関して、著作権やその実務について十分な経験がない人は専門家（例えば弁護士）に相談あるいは委託する必要があるが、費用や時間的制約で必ずしも専門家に依頼する余裕がない場合も多々あると思われる。

このような場合には著作物の権利者と利用者が自ら利用許諾の処理を行わざるを得ないが、例えば、著作物の利用条件（利用目的等）に対してどのような処理を行えばよいかを支援し、権利者との契約が必要な場合には契約書のひな型（あくまでも契約書のひな型であることに注意）を例示する支援ツールがあれば、手間や費用の削減になると思われる。本論文では、このような利用者向けに権利処理の手順を指示し、必要ならば契約書のひな型を出力する支援ツールも「著作権契約処理支援」ツールとして位置づけ、直接契約向け「著作権契約処理支援」ツールと呼ぶこととする。

本稿では、著作権管理向け著作権契約処理支援ツールについて考察することとする。

（注1） 著作権の制限であるが、この規定の適用および適用形態については要件を厳格に解することが通説とされている [7]。

ここで述べた著作権テンプレートの利用については様々な形態が想定されるが、一例として、著作権管理支援 ASP(Application Service Provider)の一部のサービスとして提供される形態が考えられるであろう。

4. 著作権管理向け著作権契約処理支援ツール

4.1 プラットフォームとの関係

デジタルコンテンツを対象とする電子商取引をネットワークにおいて実現するためには、光ファイバーや無線 LAN などの高速大容量の通信ネットワーク上に、大規模で効率の良い情報配送を実施する情報伝達プラットフォーム、認証や課金・決済、サービス連携などの電子商取引の基盤となるアプリケーションプラットフォーム、さらにコンテンツの作成から消費までを一貫してサポートするコンテンツ流通プラットフォームを構築する必要がある。図1に示すように、著作権管理は、コンテンツ流通プラットフォームの主機能であり、コンテンツの流通・再利用を目的に、著作物権利者及び著作物利用者間の複雑な権利関係を管理、保護するための仕組みを提供する。

一般的なデジタル・コンテンツの識別番号と、そ

の内容、著作権情報などを記述したメタデータと、その管理・利用方式は、既にコンテンツ ID フォーラム(cIDf)で仕様が進められている。システム化も、cIDfの規定に従い既に進められおり、著作権管理システムの開発も着実に進んでいる[6]。著作権管理システムを使って誰でも簡単にコンテンツの流通・再利用を実施するためには、著作権契約を、簡単に、かつ著作権法の内容も考慮して正確に、作成できる環境を準備する必要がある。そこで、著作権管理システムのアプリケーションの中で、最初に著作権者及び著作権利用者と著作権管理者側との間で交わされる契約、すなわち「委託契約依頼」及び「利用許諾依頼」にせよ、著作権契約処理を法的に妥当でかつ簡易に行う「著作権契約処理支援ツール」が必要となるわけである。今回、試作したツールは、プラットフォームへの拡張も意識し Web ベースのサーバーアプリケーション構成をとっているので、利用者がインプットした情報(例えば、コンテンツ種類、利用期間等)を XML 形式で記述しておけば、属性情報として、著作権管理 DB に蓄積され、管理・利用されることが容易に可能になる。

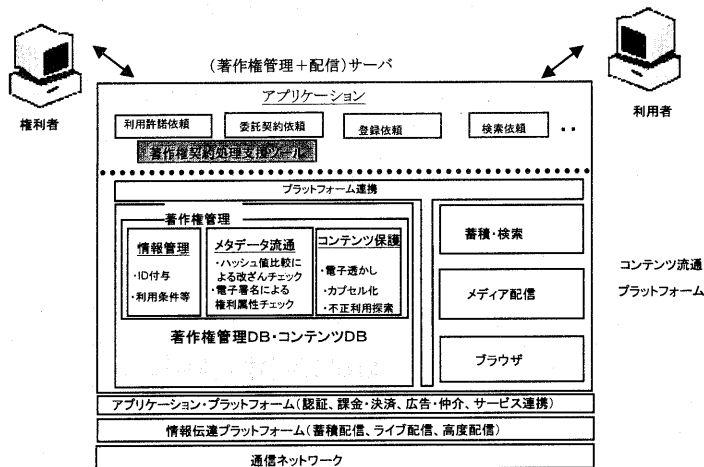


図1 コンテンツ流通プラットフォームと著作権契約処理支援ツールの関係

4. 2 画面テンプレートの構成

権利者との契約のための画面テンプレートでは、権利者による利用条件の設定画面とその条件をもとに作成する契約書画面が基本と考えられる。利用条件設定画面では、権利者により自分が権利をもつコンテンツの利用条件等を設定できるようにした。具体的には、著作物ごとに委託ができることとし、著作物の委託期間、利用料金等の設定、著作物の配信に際しての条件（例えば、複製の可否）等々を設定できるテンプレートを作成した。画面テンプレートの設計上重要な項目として、契約書の作成があるが、本論文のテンプレートでは、このように権利者が設定した条件を基に契約書を作成し、コンピュータ画面上で表示する機能も設けた。

一方、利用者との利用許諾契約におけるテンプレートでは、著作物ごとに、許諾されている条件を利用者に提示する画面とその条件が記述されている契約画面が基本になると考えられる。なお、ここでも契約画面については、著作物ごとに利用条件が異なるので、対応する条件が空欄となった典型的な文書を用意し、著作物ごとに異なる利用条件を文書の該当する箇所に埋め込んで契約書画面を作成して画面表示することとした。

著作権テンプレートの画面ソフトは WEB サーバ上で動くソフトとして開発し、端末からブラウザソフトでアクセスできる構成になっている。画面は、権利者との委託契約を処理するテンプレートと利用者との利用許諾契約を処理するテンプレートに分かれる。

権利者との委託契約に関しては、ユーザ名とパスワードの認証が終わると、著作物の利用条件等を指定する画面に移る。権利者は、この画面で、著作物名、種別、権利、期間等の条件を設定あるいは入力し、入力した条件を確認した後、契約書の画面に移る。この契約書の画面については、典型的な文書を用意し、前の画面で設定した条件を埋め込んで契約書を作成して画面に表示するようにした。

このような構造により、著作物あるいは支分権ごと権利委託に対応できるテンプレートとなっている。

画面例を図2に示す。

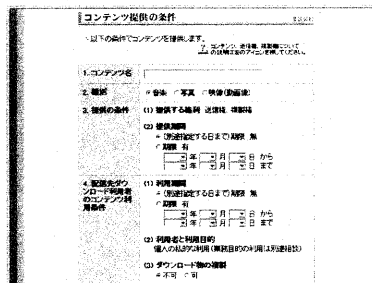


図2 画面例

5. 評価

試作したシステムに対する利用者への調査を実施した。利用者は、ネットワーク運用担当、コンテンツクリエイター、企業内の著作権担当など、コンテンツ流通全般に関わる業種の方達から意見を貰うことが出来た。調査は、対面スタイルで、まず本システムのご概念と狙いに関する説明の後に、試作システムを使ったデモを見せ、契約ひな型を作成し、擬似的にコンテンツが利用者端末にダウンロードされるまでを体験してもらった。その間に、利用者からの様々な質問に答えた後に、アンケートに答えてもらった。

表1に、アンケート調査項目とデータを示す。総勢35名にアンケートに回答してもらったが、著作権単位での契約、及び著作権権利者が期間をはじめ許諾条件を設定する方式には、それぞれ83%、77%の利用者が賛成していることが分かった。また画面イメージは分かりやすいが、契約内容が分かりにくいとの意見が半数近くもあった。業務として著作権に関係して

表1 ツールの評価項目と評価結果

	項目	評価		
		適当/好ましい	適当でない 不便	どちらでもない (無回答含む)
本システムによる著作権 契約について	・著作物単位の契約になっていること	83%	3%	14%
著作権権利者-事業者間 契約において	・許諾条件(期間等)を権利者が設定すること	77	6	17
	・委託契約の内容は分かり易いか	40	9	51
	・契約処理フローは分かり易いか	74	3	23
	・画面の構成は分かり易いか	80	-	20
事業者-利用者間 契約において	・利用者への利用条件は適切か	57	6	37
	・利用許諾契約の内容は分かり易いか	57	3	40
	・契約処理フローは分かり易いか	65	6	29
	・画面構成は分かり易いか	80	-	20

いる方達を対象にしたアンケートだったにもかかわらず、やはり契約に関する法律用語は、一般に難解であり、本システムのような契約支援ツールの必要性を示すデータと解釈できる。

6. むすび

著作権の利用許諾等の契約処理を支援することを目的とした、契約の手順やその画面を定型化(テンプレート化)した著作権テンプレートの必要性について考察し、これを実現する著作権契約処理支援ツールの構成、特に、プラットフォームとの関係について検討した。また、プロトタイプユーザビリティ評価を行い、その結果について述べた。

ユーザ評価により、今回のテンプレートが著作権管理において有用であること、及び、実用化のためには著作権管理プラットフォームとの連携が必須であることが確認されたので、その実現に向けて今後検討を進める予定である。

文献：

- [1] 瀬尾、西岡、大竹、阿部、田中：著作権管理技術、NTT R&D, Vol.51, No.2, pp.105-113, 2002.
- [2] 大谷 他；「P2Pがビジネスを代える」 翔泳社 2001
- [3] 住田、吉開、野須：コンテンツ配信に用いる著作権テンプレート、NTT R&D, Vol.51, No.6, pp.509-515, 2002.
- [4] 苗村：ネットワーク時代の電子的著作権管理システム、情報管理、Vol.40, No.7, pp.615-626, 1997.
- [5] 鈴木、横井、安田：実用化が進む電子的著作権管理システム [第1回] 電子的著作権管理システムとは？、情報管理、Vol.42, No.6, pp.480-489, 1999.
- [6] 梅本、南部 他：「ブロードバンド時代のコンテンツ配信を実現するプラットフォーム」、NTT技術ジャーナル pp.10-26, vol.14, No.4, pp.10-26, 2002
- [7] 藤波：制限規定に拠る著作権処理の一方法、情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会、EIP5-3, 1999.